

日本大学山形高等学校 いじめ防止対策基本方針

平成26年 2月 制定

平成29年 1月 改定

平成30年 3月 改定

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行なうことなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行うことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、その背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かの判断が必要である。

「いじめ」は、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得るものであることや、「いじめ」としての自覚がない加害者の意識もあることを念頭に置かなければならない。また、「いじめ」は、単に「いじめを受けている生徒」と「いじめている生徒」との関係だけでとらえるのではなく、周囲の生徒も、「いじめ」をやめさせようとしなければならず、結果として「いじめ」を助長していることになることを考慮しなくてはならない。さらに、「いじめを受けている生徒」と「いじめている生徒」との関係は、立場が逆転する場合もある。

本校は以上のことを十分に認識し、日々いじめの未然防止、早期発見と適切な対応に取り組んでいくものとする。

2 いじめの未然防止のために

(1) 学級経営の充実

○互いの人格を尊重し、正しい言葉遣いや行動ができる規律と活気ある学級経営に努める。

○自らの学級経営の在り方を定期的に検討する機会を設ける。

○日ごろから、いじめは絶対許さないという姿勢を示す。

(2) ホームルーム・学年集会・生徒会活動を活用した指導

○ホームルームや学年集会等を通じた全体指導の中でも、いじめは絶対許されない行為であるという認識を徹底させる。

○生徒会活動の一環として、いじめ防止のスローガンを作成するなど、生徒の立場からもいじめを許さない学校づくりに努める。

(3) 家庭との協力

年度初めに、生徒・保護者に対してリーフレット「日本大学は、いじめを絶対に許しません！（家庭用）」を配布し、いじめ防止についての理解と協力を求め

る。

(4) 学校として特に配慮が必要な生徒についての対応

日常的に保護者との連携を図り、その特性を踏まえた適切な支援及び周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(5) 教職員の研修

いじめに関する様々な情報を教職員に対して発信するとともに、研修会等への積極的な参加を促し指導力の向上に努める。

3 いじめの早期発見について

(1) 家庭との連携

○いじめのサインや兆候を見逃さない為に、教職員・家庭それぞれに「日本大学は、いじめを絶対に許しません！(教職員用・家庭用)」のチェックリストを活用し、早期発見に努める。

○担任は必要に応じて保護者と連絡を取り、生徒の様子や変化について把握する。

(2) 面談の実施

○担任は日頃より二者面談を実施するなど、生徒とのコミュニケーションを積極的に図り、生徒理解の深化に努める。

○担任は必要に応じて生徒・保護者との面談を実施し、緊密な情報交換により、いじめの早期発見に努める。

(3) 組織としての連携

○教職員は、いじめを認識しながら放置することのないよう適切な対応に努める。

○生活面等で言動や行動が気になる生徒については、その時点で気付いた教職員が、関係教職員に報告し、緊密な情報交換を行い、いじめの早期発見に努める。
また、必要に応じてスクールカウンセラーに相談し、共通理解を図る。

(4) アンケートの実施

生徒に対して定期的に「いじめ発見調査アンケート」を実施し、早期発見に努める。

(5) インターネット上のいじめに対して

いじめ未然防止のための指導の一環として、普段からの情報モラルに関する指導や、外部講師による生活指導講話『SNSのトラブルについて』を行なうとともに、ネット被害防止スクールガード事業の専門の業者にネットパトロールを委託し、連携しながら不適切な書き込みや画像の投稿等の抑止と早期発見に努める。

4 いじめへの対応について

(1) 対応と情報把握

○学校は直ちに、被害生徒や知らせてきた生徒の安全の確保に努める。情報の把握に関しては、被害生徒の意向を踏まえながら、当事者だけではなく周囲の生徒からも情報を収集し、正確な把握に努める。

○初期対応が大切である。いじめ防止対策委員会(※)は、担任や学年主任、生活指導部、生徒生活支援委員会、部活動顧問、スクールカウンセラーなどと連携を図り、生徒の意思に配慮しながら組織として対応する。

※いじめ防止対策委員会の構成

校長、教頭の指導の下に、生活指導主任・養護教諭・各学年副主任・各学年生活指導チーフにより構成される。

○被害生徒の長期的な支援体制をとる。

○加害生徒や周囲の生徒などに対する適切な指導・支援にあたる。

○被害生徒・加害生徒双方の保護者に対して連絡・説明及び報告を行う。

○教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、一貫した理解を深めておく。

○生徒指導での生徒との面談にあたっては一人では対応せず、チームであたる。

○いじめの「解消」についての認識として、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月以上）継続していること」及び「被害生徒本人及びその保護者に対する面談等による確認を通して、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること」の2つの要件が満たされていることが必要であるが、その様な状態に至った場合でも、被害生徒及び加害生徒に対して日常的に注意深く観察していく。

(2) 重大事態への対応

○学校は直ちに、被害生徒や知らせてきた生徒の安全の確保に努める。

○学校は特別委員会を設置し、事実関係や情報を正確に把握するための調査の実施と、組織として適切な対応に努め、被害生徒の長期的な支援体制をとる。

○加害生徒や周囲の生徒などに対する適切な指導・支援にあたる。

○被害生徒・加害生徒双方の保護者に対して連絡・説明及び報告を行う。

○山形県知事及び日本大学本部への報告を行う。

○第三者委員会等、外部機関による調査に協力する。